

日本公認会計士協会 定例記者会見資料

今後政策的な実現を目指す重要課題

2026/6/22



今後政策的な実現を目指す重要課題

1. 総会後ろ倒しを伴う開示書類の一本化・監査の一元化
2. サステナビリティ保証業務の品質担保のための体制整備
3. 米国を参考とした金商法「確認書」制度の実効性確保
4. コーポレートガバナンス改革
5. 会計リテラシー向上に向けた環境整備
6. 公認会計士法改正

1. 総会後ろ倒しを伴う開示書類の一本化・監査の一元化

- ✓ 公認会計士法第1条に記載の公認会計士の使命を踏まえた意見
日本の資本市場の信頼性向上の観点から、監査品質の確保を前提に、我が国の法定開示制度を効果的かつ効率的なものにするための会社法制についての見解

【JICPAの主な意見（総論）】

- ① 「開示書類の一本化・監査の一元化」に賛成
- ② 「開示書類の一本化」は、情報の比較可能性を確保する観点から、すべての上場企業へ強制適用とすべき（なお、企業の状況を考慮して、段階的適用を可能とすべき）
- ③ 情報の信頼性を確保するためには監査品質の維持が不可欠であり、株主総会の開催時期を後ろ倒しすることにより十分な監査期間を確保する制度設計の下で、有報の総会前開示（3週間以上前）を実現すべき
- ④ 開示書類・開示項目の簡素化を要望

【JICPAの主な意見（各論）】

- ① 一本化書類としての有価証券報告書に対する監査役等の監査報告の取扱い
- ② 一本化書類としての有価証券報告書の承認プロセス
 - 法定開示書類となることに伴う各機関の責任範囲についての整理の必要性、取締役会の承認事項とすることを明確化すべき、株主総会の承認事項又は報告事項とすることを明確化すべき
- ③ 会社法上の会計監査報告の通知期限のあり方
 - 監査品質を担保するための十分な監査期間の確保の必要性、一本化に伴う開示分量増大に適した規律の見直しの検討

2. サステナビリティ保証業務の品質担保のための体制整備

◆ 2027年4月（2028年3月期）から保証義務化開始（プライム市場時価総額3兆円以上）

2025年1月15日政連ニュース(以下抜粋) ⇒ 担い手は公認会計士/監査法人に限定すべきと主張

【理由】

- ① profession agnostic の議論は、保証制度の全体的な基本設計を明確にし、実行可能性を踏まえた上での検討が必要
- ② 有価証券報告書における開示情報に対するものであるため、財務情報とのコネクティビティの観点からも公認会計士/監査法人が担うべき
- ③ 公認会計士/監査法人こそが、サステナビリティ保証業務を国際基準等に準拠して公正かつ的確に遂行する知見と組織体制を有する唯一のプロフェッショナルであり組織である

↓ 金融審議会での議論の結果、監査法人以外も保証業務の実施が可能に

【保証業務の品質の担保が必須】

1. 登録制となった保証業務実施者の登録要件によって担保
⇒ 監査法人と同レベルの品質確保の具体的な要件（人的体制、業務体制、財産的規模）を設けるべき
ー 保証対象となる上場企業の規模や特性等を踏まえて対応する体制が整備されているか
2. 国際基準(ISSA 5000、ISQM I、IESSA)と整合性が確保された基準に準拠することによって担保
⇒ 国際基準との整合性が確保された基準は、監査基準と同様に、作成する能力のある日本公認会計士協会と連携して作成すべき

3. 米国を参考とした金商法「確認書」制度の実効性確保 ～経営者の「確認書」記載内容の充実～

- ✓ 経営者の適正な情報開示に向けた意識の向上を図るため「開示手続の整備・実効性」を経営者が確認・明記すべき
- ✓ 米国を踏まえた制度の見直しにより経営者の規律の向上を図るべき

【具体的な追加事項】

確認書の記載事項に以下を追加すべき

- 開示手続の整備
- 開示手続の実効性の確認

【見直しの狙い】

- 経営者の意識改革：
非財務情報（サステナビリティ等）の重要性増大への対応
- セーフハーバーの明確化：
セーフハーバー・ルールの要件の明確化
- 国際的整合性： 諸外国（米国等）の制度との整合

項目	本邦の「確認書」	米国の「宣誓書」
根拠規定	金融商品取引法第24条の4の2	サーベンス・オクスリー法第302条
署名者	代表者及び最高財務責任者	筆頭業務執行役員、筆頭財務担当役員
記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 確認した有価証券報告書の事業年度 ・ 代表者及び最高財務責任者が有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法に基づき適正であることを確認した旨 ・ 確認を行った記載内容の範囲が限定されている場合には、その旨及びその理由 ② 特記事項 	<ul style="list-style-type: none"> ① 署名者が年次報告書等のレビューを行ったこと ② 重要な事実につき虚偽の表示・省略がないこと ③ 財務情報が全ての重要な点において企業の財政状態、経営成績、キャッシュフローの状況を適切に表示していること ④ 開示統制・手続に関する次の事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ その確立・維持に署名者が責任を負っていること ・ 重要な情報が署名者に確実に伝達されるよう設計していること ・ 署名者がその実効性を評価し、その結論を年次報告書等に記載したこと ⑤ 監査人等に報告した内容（財務報告に係る内部統制につき重大な欠陥があること等）

4. コーポレートガバナンス改革



取締役会の役割強化と開示監督

ガバナンスの実質化を目指し、取締役会による「**開示に対する監督機能**」の高度化を推進。透明性の高い企業経営を確立する



独立社外取締役の牽制機能

経営者に対する実効性ある牽制機能を確保。社外の視点を積極的に取り入れ、**不正に対する抑止力**を十分に発揮させる



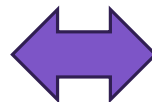
実効性あるガバナンスの枠組み

形式的な設置にとどまらず、実質的に機能する枠組みを整備。中長期的な企業価値向上を支える**規律ある経営体制**を構築する

5. 会計リテラシー向上に向けた環境整備

学習指導要領解説

- ・「企業会計」「会計情報の提供・活用」を明記
- ・中学校社会科・高等学校公民科で指導が進展



課題

- ・教科書により記述内容・分量にばらつき
- ・授業での取扱い準備が十分でないとの指摘

今後の方向性

学習指導要領「解説」
から「本文」に明記
→学習指導要領の
記載内容の充実

日本公認会計士協会による
教員支援の継続



により、実効性ある会計教育の普及・定着を目指す

【参考】学校教育支援サイト「会計探究ラボ」

会計探究ラボは、会計リテラシーを育む教育活動をサポートするため、教員のみなさまや学校教育に携わる方々に向けて、授業で会計を取り上げる際に役立つ情報やヒントをまとめて掲載

- ✓ 授業で使える教材
- ✓ 授業実践レポート
- ✓ 公認会計士による出前授業
- ✓ 会計×教育ライブラリー
(コラム、会計リテラシーが学べるコンテンツの掲載)



6. 公認会計士法改正

監査品質の向上に向けた人的要件の強化

上場会社監査の担い手の裾野が拡大する中、協会として**自主規制による人的体制要件の引上げ**を検討。監査品質の底上げを図り、信頼性の高い市場環境を構築する

「総社員同意要件」の制約

中小監査法人の経営基盤強化の一環として合併等を通じた規模拡大を目指すにあたり、現行の**総社員同意要件**が機動的な意思決定の制約となっている

今後の検討

上記を踏まえ、公認会計士法における総社員の同意要件の緩和についての検討が望まれる